

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会の カトリック化と中国系メスティーソの興隆

——「結婚調査文書」を手がかりとして——

菅谷成子

はじめに

スペインのインディアス（海外植民地）支配は、カトリシズムの布教と護持に支配の正統性原理をおくものであった。スペイン国王は、ローマ教皇の権威の世俗世界における代理として、パトロナート＝レアル（Patronato Real de Indias: インディアスにおける国王の教会保護権）を行使することで、インディアス支配の正統性原理を具現していた⁽¹⁾。さらに、当時のスペイン人は、カトリック信仰とスペイン国王への忠誠心を同一視していた⁽²⁾。それゆえ、1565年に始まるスペインによる植民地化以来、フィリピン諸島住民もインディアスの住民として、カトリシズム布教の対象となった。しかしながら、マニラを中心として諸島各地に居住した中国人移民については、18世紀中葉に至るまで、どちらかといえば、「インディアスの住民は全てカトリックなるべし」という統治理念の埒外におかれていたといえる。

ところが、1755年のアランディア総督（在任、1754～59）の非カトリック教徒中国人の追放を契機に、マニラを中心とする中国人移民社会は、総体としてカトリシズムを受容し、「脱中国人」化したのである⁽³⁾。この結果、中国人移民社会は、個々の成員がカトリックに改宗することによって可能になった、教会に認められた現地女性との婚姻を通して、中国系メスティーソを産み出す母

胎となった。別言すると、ここに至って初めて、フィリピン政庁は、中国人移民社会を総体としてカトリック化することで、スペイン国王の権威に服させ、スペインのインディアス支配の正統性原理の枠組みに取り込み、フィリピン植民地社会の正統な構成要素としたのである。

中国系メスティーソは、18世紀中葉以降、植民地社会における一つの社会集団として姿を表わし、フィリピン諸島の社会経済構造の変容を促進させる主要な担い手として成長していった。なかでも、彼らが19世紀中葉以降の民族共同意識の高まりのなかで、指導的役割を担ったことは見逃せない⁽⁴⁾。その意味で、アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放を端緒とする中国人移民社会の変容の具体的様相を明らかにすることは重要である。

本稿では、まず、アランディア総督の非カトリック教徒中国人追放以前の中国人政策について、その建て前と実態を示し、続いて、非カトリック教徒中国人追放後の中国人移民と現地女性との間の婚姻の具体的な諸相を提示する。それを通して、カトリック化した中国人移民社会がいかにして中国系メスティーソを産み出す母胎となりえたのかを考察したい。

1 アランディア総督の非カトリック教徒中国人追放以前の中国人政策 ——建て前と実態——

スペインのフィリピン植民地経営は、1571年の首府マニラ市の設置以来、その財政的・経済的基盤を排他的な制限貿易体制、マニラ・ガレオン貿易制度に置くものだった。その下で、マニラは、アジアと新大陸のアカプルコを繋ぐ中継貿易港としての役割を担うようになったため、中継輸出品として不可欠な生糸、絹織物、陶磁器等を齎した中国人貿易商による福建-マニラ間の中国帆船貿易は急速に興隆した。一方、スペイン植民者の日常生活も中国貿易帆船に便乗してきた多数の小売商人や職人などが提供するサービスによって維持されてい

たので、スペイン領フィリピン諸島は、植民地経済の観点からは、これらの中国人貿易商および移民によって支えられていたといっても過言ではない。その一方、マニラ・ガレオン貿易制度は、スペイン人植民者の植民地資源開発に対する意欲を失わせただけではなく、新大陸産の銀を生糸などの中国産品の代価として恒常的に福建に流出させたため、植民地財政は恒常的な赤字に陥ることになった⁽⁵⁾。

スペイン人にとって、中国人は、植民地経済および彼らの日常生活を支える上で不可欠の存在であると同時に、前者の人口を凌駕する異文化集団として、植民地の安全への潜在的脅威であると認識された。それは、17世紀中葉に至る中国帆船貿易の最盛期には、貿易シーズン中、二万人以上の中国人がマニラおよびその周辺に居住するなど、常に支配者であるスペイン人の人口を遥かに上回る中国人がフィリピン植民地に存在したからである。そのため、スペインの中国人政策は、抑圧的なものになった。

スペインの中国人政策は、基本的には、移動・居住の制限とそれと密接に関連していた税制による管理統制策、および、カトリックへの改宗を柱とする同化策からなっていた⁽⁶⁾。管理統制策では、1581年にマニラに設置された商業センターかつ中国人指定居住区であったパリアン (Parián) がその中心的役割を担った。特に1590年代以降、パリアンは、非カトリック教徒あるいは単身の中国人を収容する施設として、治安維持の側面が強調されるようになった⁽⁷⁾。

同化政策についてみると、中国人滞在者に対する本格的なカトリックへの改宗の取り組みは、1587年のドミニコ会士の来島をもって開始された。まず、マニラ市 (イントラムロス) 周辺に居住する中国人に対して、ドミニコ会経営のサン・ガブリエル病院、さらに、1618年に開設されたパリアン聖堂区教会を拠点に、カトリシズムの布教と改宗が進められた⁽⁸⁾。

しかしながら、中国人のカトリックへの改宗は、18世紀の中葉に至るまでは、フィリピン植民地への居住許可要件として、フィリピン政庁が強く求めたこと

は実質的になかった。それどころか、中国人改宗者のカトリシズム受容の意図に疑義が差し挟まれるなどして、植民地にとって、好ましくない存在として捉えられる場合も少なくなかった。例えば、アントニオ・デ・モルガは『フィリピン諸島誌』に、次のように記している。

〔中国人の〕商人に関しては、彼らは比較的よい連中で、自分たちの財産に強い関心を持っているので、常に安心であったが、他の連中の場合には、たとえキリスト教徒であっても、貧しく、強欲で、いかなる下賤な行為もしかねない……。

彼ら〔中国人〕がキリスト教徒になったのも、自分の希望からでも、救済を求めたからでもなく……中には、チナで借金があったり罪を犯してたりしてチナには帰れないためにキリスト教徒になった者さえあった。
〔 〕内筆者⁽⁹⁾。

さらに、フィリピン政庁側にとっては、中国人移民や季節的に滞在する貿易商人等が植民地に利益を齎す存在である限りは、彼らがカトリックの信徒であるかどうかは、必ずしも重大な問題ではなかった。一例を挙げれば、ウルタド・デ・コルクエラ総督（在任、1635～44）は、政庁の財政収入を増加させるため、パリアンに収容されるべき未改宗または単身の中国人に対して、特別料金の納付と引き替えに、地方を旅行する許可証を発行した⁽¹⁰⁾。ここでは、管理統制策さえ、歳入の増加という命題の前には、後退させられているのである。

アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放以前において、管理統制策が必ずしも徹底されておらず、また、カトリシズムの受容がフィリピン植民地滞在の前提になっていなかったことは、当時のセブ（ボホル島を含む）在住の中国人移民社会の分析においてもみてとれる。セブ市在住中国人は、セブ市にパリアンを形成し、地方交易の重要な担い手として、マニラ在住中国人の手の及ばなかった、ミンダナオ島北岸のイリガンやカガヤン方面との取引に従事するなどして独自の経済的地位を築いていた⁽¹¹⁾。

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

イギリスのマニラ占領（1762～64）後、「対英協力中国人」を追放するという名目で作成された「追放者名簿」には、セブ市のパリアン在住者を中心に周辺各地在住の50名の中国人が挙がっている。そのうち、アランディア総督の追放令実施以前、つまり中国人移民社会のカトリック化以前に、フィリピン植民地にすでに滞在していたとみなせるのは38名である⁽¹²⁾。

これら38名の中国人は、寡夫および婚姻の有無が不明の2名を除いて、全員が妻帯者であった。受洗教会についてみると、17世紀以来、在住中国人の改宗に中心的役割を果たしてきたはずのマニラのパリアン教会で受洗した者が8名しかいない。また、隣接するサンタ・クルス教会、ビノンド教会が各々9名と5名であった。セブ教会は7名である。残りは、バタンガス州ロサリオ教会、サマル島カトバロンガ教会が各2名、サンボアング、タアル州ロオク、タルラク州バンバン、カビテ・エル・ビエホの各教会、中国人専用のサン・ガブリエル病院、各1名であった。なかでも、彼らのうち8名は、セブにおいて結婚し定住する以前に、マニラから先ずセブ以外の地方に赴いており、例えば、バタンガス州ロサリオ、サマル島カトバロンガ等で受洗しているのである。結局、38名中、15名までがマニラで受洗しないままに、地方に赴いていることになる。これらの中国人が、フィリピン植民地に來住してからカトリシズムを受容するまでに要した年数は、平均して4.2年であった。そのうち、改宗までに10年以上を要したのは3名である。

これと対照的に、追放令実施以降に移住してきたことが確実な滞在年数10年以下の10名は、セブ教会で受洗した1名を除いて、全員がパリアン教会で受洗している。さらに、これらの中国人は、セブで受洗した1人を含めて、フィリピン來島直後か、遅くともその翌年中には洗礼を受けて改宗したのである。

以上のことから、アランディア総督の追放令実施以前におけるスペインの中国人政策は、建て前は、インディアス統治の理念に従って、また、植民地の安全確保の観点からも、管理統制とカトリック改宗による同化を旨としていたが、

現実の運用面では相当に弛緩していたといわざるをえない。

このことを、スペイン領フィリピンに来島する中国人の側からみると、アラランダ総督の追放令実施以前は、カトリシズムを受容し、現地女性との結婚によって、現地に定住するというような決意を予め必要としなかった。おそらく彼らは、マニラ到着後、自身を取り巻く状況に合わせて、地方に赴いたりしつつ、移民として、将来的に現地に留まるかどうかを見極めたのであろう。すなわち、当時の中国人は、植民地フィリピンに身をおいて、最終的に、カトリシズムを受容して定住するかどうかを決定する時間的余裕あるいは自由を享受していたといえよう。

2 アランダ総督下の非カトリック教徒中国人の追放

18世紀中葉に至ると、イギリスなどの世界的規模での海上活動の活発化によって、マニラ・ガレオン貿易運営の前提となる太平洋でのガレオン船の航海の安全が保証されなくなった。1743年に、太平洋上でマニラ・ガレオン船、コバドンガ号がイギリス船団によって捕獲されたことは、その端的な例である⁽¹³⁾。

その一方、スペイン本国のブルボン王朝の啓蒙主義に基づく財政・経済改革がインディアス全域に実施されることになった。これは、合理的精神に則って、インディアス全域に財政的・経済的繁栄を齎すため、スペイン国王を頂点とする中央集権的な統治体制の確立を目指すものであった⁽¹⁴⁾。そのなかで、フィリピン植民地においては、政庁の財政赤字を解消し、本国に利益を齎す植民地へと転換することが急務とされた。先ずその前段階として諸島内の資源開発を行って、中国人に依存した植民地経営、すなわち、マニラ・ガレオン貿易体制から脱却することで銀の中国への流出を食い止めるという基本方針が採用されることになった。

アラランダ総督の非カトリック教徒中国人の追放は、それゆえ、植民地経

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

済の実権をスペイン人の手に取り戻す第一段階として、植民地経済の中国人への依存を減じるために、在住中国人の人口を抑制することを目的としていた。別言すると、人口を減じる効果的な方策の一つとして、彼らにカトリックへの改宗を義務づけたものだともいえる。アランディア総督は、さらに、それまで主に中国人移民が担ってきた商品流通の部門に、スペイン人、メスティーソ、インディオを参入させ、かつまた産業や資源の開発にも積極的に関わらせることで新たな経済機会を創出し、スペイン人の主導する植民地経済を打ち立てようとした⁽¹⁵⁾。その一方、イギリスなどのアジアでの貿易活動の活発化に対抗して、マニラを、スペインのアジア貿易の拠点として一層発展させることが必要であった。この意味で、16世紀以来の中国帆船貿易も、フィリピン諸島内での中国人の経済活動を抑制する方針にもかかわらず、現状維持あるいは奨励されるべきものであった。

アランディア総督は、中国人移民の諸島内での経済活動抑制と中国帆船貿易の維持という二律背反的な目標を同時に実現するために、来往する中国人を、非カトリック教徒、すなわち、異教徒(infieles)とカトリック教徒(cristianos)とに明確に区分する方針をたてた。そして、前者を中国帆船貿易に関わって来航して季節的に滞在する一時居住者とみなし、マニラ市のサンティアゴ要塞の対岸に新たに設置したアルカイセリア・サン・フェルナンド(Alcaicería San Fernando; alcaiceríaは「絹市場」の意)に収容し、滞在期間中、原則的に施設外に出ることを禁じた⁽¹⁶⁾。

さらに、アランディア総督は、1755年の非カトリック教徒中国人の追放の翌年、マニラでの中国帆船貿易の在り方を規定した27章からなる条例(ordenzanza)を公布した。条例の趣旨は、一言でいえば、いかに「異教徒」中国人をその滞在中、アルカイセリアに隔離しておくかにあり、その第一歩として、詳細な乗船者名簿の作成が規定された。これは、中国帆船が出航する際の乗客、乗員の確認にも使用され、何人たりとも許可なく植民地に残留させな

いための台帳になった。乗船者名簿の基礎となる個人調書の作成に当たっては、中国人の顔は [スペイン人にとって] どれも同じに見えるので、ほくろなどを含めて、外見的特徴を詳しく記述することが要求された⁽¹⁷⁾。

3 中国人移民の婚姻

(1) 「結婚調査文書」

アランディア総督の追放令に接して帰国や再移住をせず、スペイン領フィリピン諸島に留まり、カトリシズムに改宗した中国人移民たちは、個々人によって選択の事情を異にしていたであろう。しかし、その後彼らが現地に定着し、概ね現地化の途をとったであろうことは想像に難くない。なかでも、カトリックに改宗することによって現地女性との教会に認められた正式な婚姻が可能となり、これを通しての家族形成が現地への定着を促進した重要な要素の一つであったと思われる。これによって、マニラを中心とする中国人移民社会は、従来の非カトリックが大半を占め、かつ单身者を中心とした出稼ぎ型の社会から、カトリックからなる既婚者を中心とする定住型の社会に変容したのである。

これらの中国人移民の具体的な婚姻状況について、その当時、マニラ司教区裁判所 (juzgado provisoral de Manila) において取り扱われた結婚申請に関する調査記録 (「結婚調査文書」) によって垣間みよう⁽¹⁸⁾。

まず最初に、マニラ司教区裁判所の法廷において作成された「結婚調査文書」とは、どのような内容の文書であるのか簡単に紹介しておきたい。

この当時、マニラ大司教管区内に居住する男女が正式な婚姻関係を取り結ぶためには、原則的に当事者がマニラ司教区裁判所法廷に出頭して、主任裁判官である法務長官 (juez provisor oficial) および首席公証人 (notario mayor) の前で、その希望を申し立てる必要があった。その後、法務長官から供述を取る権限を委譲された公証人 (notario receptor) に対して、申請者は、各々自

身が独身であって、現に他者との婚約関係もなく、互いに近親関係や姻戚関係もなく、さらに貞潔の誓いを立てておらず、その他の教会法に抵触するような事実が一切なく、当該の婚姻関係樹立に差し支える事実がない旨を、宣誓供述しなければならなかった。

引き続いて、男性側および女性側から通常各々2名の証人が出され、申請者の宣誓供述した内容に誤りがない旨を証言した。その後、法務長官がその宣誓供述された内容を審査した上で適当と判断した申請については、男性側および女性側、各々の聖堂区教会で、日曜日や祝日のミサ等において3回継続して結婚公告を行い、その間に異議が申し立てられなければ、両者のカトリック教会での正式な結婚を認めるように裁定を下した。つまり、結婚許可が出されたのである。すなわち、「結婚調査文書」とは、各件ごとに、以上の結婚申請に係る一連の調査過程において作成された、申請者および各々の証人の名前、出身地、住居地、年齢、婚姻関係等の情報を含む、宣誓供述書および法務長官による裁定書（auto）からなるものであった。

申請者が中国人の場合は、名前、出身地、住居地、職業、年齢等が記録に留められ、ほくろ、痣、傷跡などの外観・身体的特徴も記述された。なかでも、申請者のカトリシズムへの改宗の事実の確認に意が払われた。すなわち、洗礼証明書の提示が要求され、それに基づいて、受洗教会およびその年月日、洗礼を担当した神父名、さらに、カテキズムを受講した教会とそれを司った神父名が記録に留められた。

また、証人として立った中国人が単身者の場合は、洗礼証明書の提示に関する部分以外の情報は、申請者と同様に徴され、記録された。しかしながら、証人として立った者がすでに現地女性（ほぼ中国系メスティーソ）と結婚している場合は、一般的に妻の名は記されたが、その職業や身体的特徴の記述は省略されていた。これは、基本的に、当事者が中国人以外の場合に作成された宣誓供述書において列記される個人情報の内容と全く同じなのである。中国人既婚

者に対する以上のような記録の在り方は、単に供述書の作成に係るスペースとの関係で省略されただけなのかかもしれないが、この点については、後に少し考察を加えることにする。

また、結婚申請のうち、女性がビノンド、サンタ・クルス、アロセーロスなどのマニラ市近接地区在住の場合は、上述のように女性側も、マニラ司教区裁判所の法廷に出頭して調査を受け、宣誓供述書が作成された。しかしながら、サンタ・アナ (Santa Ana de Sapa)、パシグ (Passi) などのマニラ市からやや距離のある地区、あるいは、マニラ司教区裁判所管轄下の隣接諸州在住の女性との結婚申請の場合に、女性側が出頭することは稀であった。例えば、1757・58年の「結婚調査文書」中、中国人の関係した47件について、少なくとも20件において女性側は出頭しなかった。その場合の住居地は、トンド州タムボボ、サンタ・アナ、パシグ、(現リサル州) サン・マテオ、ブラカン州メイカワヤン、ボカウエ、アングット、サンバレス州バラंगा、パンパンガ州ゲアグア、カビテ州バコオル、ラ・ラグナ州ピラ、バグサンハンなどであった⁽¹⁹⁾。

こうした場合は、男性側のみについて調査が行われ、宣誓供述書が作成された。その後、宣誓供述した内容が適当と認められれば、男性側の聖堂区教会において結婚公告を行い、それに異議が唱えられなければ、その結果が女性側の聖堂区教会の担当神父に伝えられた。それに基づいて、当該聖堂区教会の神父は、司教区裁判所の法務長官の委任を受け、女性側に対して調査を行って、女性側がその婚姻に同意をしていることが判明し、他に問題がなければ、その教会で結婚公告が行われた。その結果、ここにおいても異議が申し立てられなかった場合に、カトリック教会で認められる正式の結婚を執り行うという手順になった。

調査に当たって中国人は、通常、中国語通訳 (interprete chinica) を通じて宣誓供述した。この当時、司教区裁判所の法廷に限らず、スペイン当局の各種の法廷や官署、教会関係で活躍した中国語通訳は、主に中国系メスティーン

が務めていた。ただ、中国語といっても、一部の客家（主に閩西の汀州府出身）および広東省（あるいはマカオ）出身者を除くと、中国人移民のほぼ全員が福建省南部沿海地域の出身であったため、通訳に当たっては、閩南語（福建語）が使用された。実際、スペイン語文書においても中国人の名や地名については、ほぼ閩南音で示されている。

これらの宣誓供述書には、中国人に限らず供述者の署名が必要とされたが、文字が書けない場合は、その旨明記され、署名は省略された。その場合、供述内容を証明するのは、通訳者の署名であった。また、ここにいる宣誓供述書に限らず、公正証書（protocolo）等の文書に、供述者や約定者（otorgante）等が署名できる場合は、中国人の場合は、通常は漢字を使用し、その他の者の場合は、ローマ字が使用され、いずれの場合にも署名には花押（rubric）が伴った。

カトリック教徒中国人の漢字による署名は姓が省略されることもあり、その場合は、洗礼名と（通称）名で構成された。ただし、姓を省略した漢字署名の場合でも、スペイン語文書本文には、当人の姓が示されている場合がある。また、姓が明記される場合は、姓名の前に洗礼名が付せられた⁽²⁰⁾。洗礼名の用字は、基本的に閩南音に従っていたが、必ずしも一通りでなかった⁽²¹⁾。

(2) 中国人移民の婚姻——1757・58年

ここでは、アランディア総督による中国人追放令が実施された結果、カトリック化した中国人移民社会での結婚の具体例を、1757・58年のものに求めて、若干の検討を加えたい。筆者の手元には、当該年度の中国人移民の婚姻に係るものとして、合計47件の「結婚調査文書」がある⁽²²⁾。

ここに登場する中国人は、当事者および証人も含めて延べ140人であるが、その出身地は、広東省出身の2人を除いて、全員が福建省出身であった。主な出身地を挙げると、泉州府出身者では、同安県（Tangva）が34人、晋江県

(Chincan) 安海 (Vajay) が28人であった。また、漳州府出身者では、龍溪県 (Leongquey) が44人で、海澄県が20人であった。その他に、漳州府安溪県 (Anque)、汀州府 (Teng chuo) 永定県 (Enten)、永春直隸州 (Enchun) 出身者がいた。このうち永定県出身者は、客家であると思われる。

彼らの半数、70人は、パリアン在住で、その多くは単身者であった。残りは、単身者も散見されるが、妻帯者を主とし、トンド州、あるいは、マニラ司教区裁判所管轄下の隣接諸州であるブラカン、パンパンガ、サンパレス、ラ・ラガナ、カビテの各州に居住していた。

職業についてみると、商人 (mercader) と示されている5名を除くと、小売商人・店番 (tendero)、漁夫 (pescador)、青物商 (verdulero)、春雨職人 (lacsaoero)⁽²³⁾、石灰職工 (calero)、砂糖商 (azucarero)、大工 (carpintero)、蠟職人 (cerero)、銀細工師 (platero)、農業従事者 (labrador)、靴職人 (sapatero)、荷役夫 (cargador)、瓦・タイル職人 (tejero)、木挽職人 (serrador)、籐細工職人 (bejuquero)、床屋 (barbero)などで、中国人移民社会のなかでは、比較的下層に属すると思われる人達であった。そのためもあってか、漢字署名ができたのは、上記47件のうち、2件4名だけであった⁽²⁴⁾。その点、公正証書等において約定者として登場する中国人が福建貿易に従事したり投資したりしていた人たちで、中国人移民社会の有力者や比較的富裕の者に限られていたためか、大半の者が署名しているのと対照をなしている。

また、今回対象とした「結婚調査文書」で、女性側で署名を付しているのは、証人として立ったディラオ在住の有力者 (principal) であったタガログの男性 (tagalo) 1名だけである⁽²⁵⁾。

1757・58年に結婚の申請をした中国人47名のうち、受洗した年が確定できる44名についてみると、最早期の例は1743年4月で、最晩期は55年12月であった。受洗年としては、55年が最も多く、29人である。受洗教会は、パリアン教会かサンタ・クルス教会であったが、カテキズムの受講は、パリアン教会でなされ

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

た。婚姻相手は、タガログの女性 (tagala) との結婚を申請した2件を除いて、トンド州、地方在住とを問わず、全員が中国系メスティーソであった⁽²⁶⁾。

申請者の年齢をみると、女性は10代半ばから20歳前後が中心で、夫となる中国人は30代を中心として、40・50代に亘っていた。そのため、夫と妻の年齢差が30歳以上になる場合もあるが、一般的に10歳から15歳程度であった。

具体例を示すと、龍溪県出身の31歳の青物商、トマス・パンティアンコ (Thomas Pantiangco) は、パリアン在住だったが、キアボのサン・アントン生まれの20歳の中国系メスティーソ、アウグスティナ・ホセファ (Augustina Josepha) との婚姻を希望した。両者は、共に1758年1月3日に司教区裁判所の法廷に出頭した。興味深いことに、パンティアンコは、1755年6月30日に、サンタ・クルス教会で受洗していたが、これは、アランディア総督が中国人追放の完了を宣言する15日前に当たっていた。アウグスティナの証人に立ったのは、いずれもサン・アントン在住のスペイン系メスティーソのマリア・レオカルダ・フランシスカ (Maria Leocarda Francisca) とマリア・カタリナ (Maria Cathalina) であった。一方、パンティアンコは、同じく青物商で、40歳のガスパル・チセンコ (Gaspar Chicenco)、55歳の砂糖商のセバスティアン・チャンコ (Sebastian Chanco) の両名を証人に選んだ。両者は、パリアン在住で、共に海澄県出身であった。

チセンコは、同年4月21日、やはり同じ青物商で同安県出身のアントニオ・タンホコ (Antonio Tanjoco) の結婚申請の際も、証人として法廷に立った。タンホコは、カピテ州バコオル生まれの中国系メスティーソ、ルシア・フェリシアーナ (Lucia Feliciana) との結婚を申請したのである。タンホコのもう一人の証人は、晋江県安海出身の蠟職人、トマス・レオンコ (Thomas Leongco) であったが、レオンコ自身、これより先、4月1日に自身の結婚を申請していた。レオンコは、その折はサンタ・クルス在住であったが、タンホコの証人として立った時には、バグンバヤ (エルミタ) 在住と申告していた。

実はレオンコは、バグンバヤ生まれの中国系メスティーソ、フアナ・パスクワル (Juana Pasqual) と結婚したのである。レオンコは、おそらく結婚と同時に妻の在地に移り住んだのであろう。ここでは具体的に示せないが、パリアンに在住している单身者も多くの場合、結婚と共にパリアンを出て妻方に居を移すことが多かった。パリアンは、アルカイセリアの設置以前、概ね中国人がカトリック信徒であるか否かを問わず、一時滞在の貿易商人、船員を含めて、单身者を収容するものであったので、カトリック信徒となった中国人移民が結婚によってパリアンを出て、妻方の居住地に移動することは自然であった。実際、結婚申請者のために証人として「結婚調査文書」に登場した妻帯者の多くは、パリアン外に居住していた⁽²⁷⁾。

ここに挙げたパンティアンコ、タンホコ、レオンコの3人の中国人は、いずれも、1755年に受洗した29人の中に入っていた。この3人の中国人を含めて、55年に受洗した者は、アランディア総督の追放令に接して、已むを得ず、カトリシズムを受容したのであろうが、ここにみられるように、改宗後3年以内にカトリック教会に認知された婚姻をすることで、現地に定着する第一歩を踏み出したといえる。

さらに、彼らは中国での出身地の繋がりを越えて、現地において同業であるということから、特に同業組合 (gremio) を通じて、新たな人間関係を築いていたことが窺える。上記の例では、青物商であるパンティアンコ、チセンコ、タンホコの3人が同業組合を通じて知り合い、結婚申請手続きに際して互いの証人に立つなどしていた。同様な例を挙げると、1757年9月14日付けで、パリアン在住で晋江県安海出身の53歳の春雨職人がトンド在住の15歳の中国系メスティーソとの結婚を申請した際には、同じくパリアン在住の二人の春雨職人が証人として立ったが、出身地が各々龍溪県および海澄県と異なっていた⁽²⁸⁾。

結婚申請において証人を選択する際には、出身地による繋がりも無視できないが、現地における隣人関係も重視されていた。47件を通覧してみると、例え

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

ば、註25で挙げた事例のように、結婚申請者と居住地を異にする同郷出身者が証人となっている一方、証人の一人が申請者と出身地を異にしつつ居住地が同じである例がある⁽²⁹⁾。すなわち、同郷による繋がりを保持しつつ、居住地において、同郷関係を越えた新たな人間関係を構築しているのである。また、結婚申請者と証人が全く同郷関係にない場合であっても、例えば、註26の事例のように、少なくとも証人の一人は、申請者と居住地を同じくしていた。この点からも、カトリシズムの受容を核に、中国人移民は、出身地の絆を保持しつつも移民先での新たな環境に適応し、同業組合や近隣関係等を含めて同郷を超えた人間関係を形成し、さらには、現地女性との婚姻を通して、現地に定着していったといえよう。

カトリシズムを受容し、引き続いて、現地女性と婚姻関係を結んでいった中国人移民に対するスペイン政庁側の見方は、どのようであったのだろうか。先にみた「結婚調査文書」にみられる、既婚の中国人証人に対する記録の在り方を手掛かりに考えてみたい。

一つは、スペイン政庁にとって、移動性の高い中国人の動静把握は、カトリック教徒か否かを問わず、治安の面および貢税・人頭税等の租税徴収の両面から、統治上の積年の課題であったということがある。中国人移民が事実上カトリック化されていた18世紀末葉でも、そのようなスペイン政庁の認識は変わらなかった⁽³⁰⁾。その一方、植民地当局は、これらの中国人のうち、現地女性と婚姻関係にある者のほうが、独身者よりも、婚姻によって現地への定着度が高まり、その動静が把握しやすい存在とみなした可能性がある。具体的には、現地女性と婚姻関係にある中国人は、スペイン人にとって、どれも同じように見える中国人、それゆえ、職業や外観の特徴を明らかにしなければならない存在ではなくなり⁽³¹⁾、ある特定の現地女性の夫としての地位が与えられ、妻側のほうからも当該中国人を同定することができる存在と考えられたのであろう。

また、理念的には、中国人移民がカトリックの信仰を受容することは、スベ

イン国王の臣民となることを意味し、さらには、彼らが現地女性と婚姻関係を結ぶことは、家族の形成に繋がり、スペインの領土に定着することを意味した。それゆえ、これらの中国人移民は、少なくとも書類上は、植民地社会を構成する他のカトリックの住民と同様に扱われたことを示すものと考えられる。これに関して示唆的なのは、フェルナンド六世の1758年の勅令である。国王は、アランディア総督が中国人の関わる裁判を特別扱いにする提案をしたのに対して、「中国人といっても、キリスト教徒なのであるから、他の住民と区別すべきではない」として、反対した⁽³²⁾。

おわりに

アランディア総督が、本国スペインのブルボン朝の啓蒙主義による財政・経済改革の一環として、フィリピン植民地をマニラ・ガレオン貿易体制から脱却させ、諸島内の経済活動の実権をスペイン人の手に取り戻そうとして、非カトリック教徒中国人の追放を実施したことは、定住中国人人口を抑制する現実的な方策としてであっても、移民の宗教を基準にしたという点で、時代錯誤的にみえるかもしれない。しかしながら、「ブルボンの改革」が、その財政・経済改革を実現するために、インテンドント制など、スペイン国王を頂点とする中央集権的な統治装置を導入したことを考えあわせると、必ずしもそうとはいえない⁽³³⁾。すなわち、従来、実質的に、スペインのインディアス支配の正統性の原理、国王のパトロナート・レアルの埒外におかれていた中国人移民を、フィリピン植民地の住民の一つとして把握し、インディアス統治の理念的枠組みに組み入れ、スペイン国王の臣として、直接的な支配の対象としたからである。別言すると、フィリピン植民地において、中国人移民が歴史的に果たしてきた役割あるいは存在の在り方の特性を考慮にいれずに、植民地の他の住民と同様に、カトリシズムの受容を要求したことは、正しくブルボン朝の改革者たちが、

地域の個性や実情を考慮せずに一元的にインディアスを統治しようとした精神に合致するものといえる。

ここに至ってスペイン植民地フィリピンでは、定住を希望する中国人は、原則的に「華僑」として存在することが否定されたといえる。あるいは、ワン・グンウ（王賡武：Wang Gungwu）の言う、移民が「僑居者（sojourners）」であり続けること、あるいは、形態的に「僑居し続けること（sojourning）」は、最早、許されなくなった⁽³⁴⁾。もちろん、フィリピン植民地には、16世紀以来、改宗中国人は確実に存在したし、その子孫である中国系メスティーソの数的蓄積もあった。しかしながら、1755年の非カトリック教徒の追放実施以前における改宗は、中国人移民の個人レベルでの植民地社会での生き方の選択肢の一つであったに過ぎなかった。

18世紀中葉以降19世紀前葉の時期にあつては、中国人移民は、カトリシズムの受容を義務づけられたために、移民であるということは、理念的にスペイン国王の臣下となり、スペイン植民地フィリピンの正統な構成員として生きていくことを意味した。その一方、非改宗者は、スペイン国王の権威に服さない「異教徒（＝不忠実な）中国人（sanglely infiel）」として、スペイン植民地社会の辺縁に追いやられ、アルカイセリア・サン・フェルナンドに隔離され、行動の自由が制限されたのである。

第二次世界大戦後の東南アジアの国民国家における「華僑」の国籍や市民権の取得に準えていえば、アランディア総督の下で、中国人移民は、カトリシズムの受容を介して、スペイン国王への忠誠を示し、フィリピン植民地への一括「帰化」を果たしたと解釈できる。その結果、当時のマニラを中心とする中国人移民社会は、スペイン植民地社会の正統な構成要素となり、さらには、中国系メスティーソを生み出す母胎となった。また、これらのメスティーソは、スペイン当局によって、税制上、ナチュラルレスとも中国人とも違った存在として捕捉されたため、「特別なフィリピン人」⁽³⁵⁾として存在することにもなり、

さらには、19世紀中葉以降次第に昂揚する民族共同意識を形成する担い手にもなりえたのである⁽³⁶⁾。

- 1 世俗の権力であるスペイン国王は、「新発見の土地（インディアス）」の住民にカトリシズムを普及するという条件で、ローマ教皇より、その土地の正統な支配者と認められた。スペイン国王は、ローマ教皇の権威の世俗における代理として、パトロナート・レアルが授与され、カトリック教会組織を維持する義務を負った。スペイン国王は、その財政的裏付けとして、十分の一税の徴収権が与えられ、また、インディアスにおける聖職者の推薦権等を有した（チャールズ・ギブソン『イスパノアメリカ植民地時代—』染田秀藤訳、平凡社、1981年 [Charles Gibson, *Spain in America* (New York:Harper & Row, 1966)], 74-97頁)。スペインのインディアス支配の正統性については、ルイス・ハンケ『スペインの新大陸征服』染田秀藤訳、平凡社、1979年 [Lewis Hanke, *The Spanish Struggle for Justice in the Conquest of America* (Philadelphia:University of Pennsylvania Press, 1949)] を参照のこと。本稿との関連では、特に24-55頁、172-255頁が参考になる。また、フィリピン植民地におけるスペイン支配の正統性に関しては、池端雪浦「フィリピンにおける植民地支配とカトリシズム」石井米雄編『東南アジアの歴史』（講座東南アジア学四）弘文堂、1991年、217-42頁所収を参照のこと。
- 2 当時のスペイン人がカトリック信仰とスペイン王室への忠誠を同一視していたことについては、その歴史的背景も含めて、斎藤晃『魂の征服——アンデスにおける改宗の政治学——』平凡社、1993年、227-29頁を参照のこと。
- 3 アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放の経緯と意義については、菅谷成子「18世紀中期のフィリピンにおけるアランディア総督の非キリスト教徒中国人の追放——中国系メスティーンとの興隆の契機をめぐって——」『東南アジア——歴史と文化——』19（1990）26-42頁を参照。
- 4 Edger Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History." *Journal of Southeast Asian History* 5 (March 1964): 62-100; *idem*, *The Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven, Conn.:Yale University Press, 1965). また、池端「フィリピン国民国家の創出」同編『変わる東南アジア史像』山川出版社、1994年、306-27頁を参照のこと。中国系メスティーンが係わった社会的諸変化について、現地人官僚制度の観点から考察したものに、池端「フィリピンにおける現地人官僚制度の変容——スペイン体制後期を中心にして——」石井米雄、辛島昇

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

和田久徳編著『東南アジア世界の歴史的位相』東大出版会、1992年、176-199頁がある。

- 5 マニラ・ガレオン貿易およびスペイン領インディアスとフィリピンとの関係については、William Lytle Schurz, *The Manila Galleon* (New York: Dutton, 1939; rpt. ed., Everyman Paperback, 1959; rpt. ed., Manila: Historical Conservation Society, 1985), および菅谷「メキシコとフィリピン」歴史学研究会編『世界史とは何か——多元的世界の接触の転機——』（講座世界史1）東京大学出版会、1995年、203-228頁所収を参照のこと。フィリピン政府の財政は、当初より植民地の維持・防衛に莫大な費用を要するなどして、歳出が、中国貿易に課せられた関税や、中国人移民、およびインディオス (indios) またはナチュラルレス (naturales) と呼ばれた諸島住民が納めた貢税等から上がる歳入を上回っていたため、メキシコ副王領からガレオン船によって齎されるシトゥアード (situado; 赤字補填金) が欠かせなかった [Leslie E. Bauzon, *Deficit Government: Mexico and the Philippine Situado, 1606-1804*, East Asian Cultural Studies, ser. no. 21 (Tokyo: Centre for East Asian Cultural Studies, 1981) を参照のこと]。なお、張變『東西洋考』巻五東洋列国考に、呂宋の物産として、銀銭が挙がっている。
- 6 Wickberg, *The Chinese in Philippine Life*, p.9.
- 7 パリアンについては、箭内健次「マニラの所謂パリアンに就いて」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』五 (1938), 189-346頁を参照。また、Sonia L. Pinto, “The Parian, 1581-1762,” M.A. thesis, Ateneo de Manila University, 1964; and Alberto Santamaria, “The Chinese Parian (El Parian de los sangleyes),” in *The Chinese in the Philipines*, ed. Alfonso Felix, Jr. (Manila: Solidaridad, 1966-69), 2vols., vol.1: 1570-1770, pp.67-118を参照のこと。
- 8 ドミニコ会の運営した中国人専用のサン・ガブリエル病院については、菅谷「18世紀後期フィリピンにおけるサン・ガブリエル病院——非キリスト教徒中国人の追放との関連において——」『名古屋女子大学紀要』人文・社会編37 (1991), 25-35頁を参照のこと。なお、宣教師にとって、中国人移民への布教は、フィリピン諸島住民の一つという意味合いはもちろんであったが、カトリックに改宗した中国人が、中国布教の尖兵の役割を果たすことも期待されていた。
- 9 モルガ『フィリピン諸島誌』神吉敬三訳、箭内健次訳注、大航海時代叢書Ⅶ、岩波書店、1966年、259頁、405-406頁。

- 10 Emma H. Blair and James A. Robertson, eds. *The Philippine Islands, 1493-1898* (Cleveland : Arthur H. Clark, 1903-9), 55 vols., 26 : 139-41 (以下BRと略記する).
- 11 “Año de 1775. Testimonio Literal del Expediente, creado en virtud de Superior Providencia emanada de la R.¹ Cedula. . . .,” Leg. 715, Filipinas, Archivo General de Indias (AGI).
- 12 “Año de 1772. Testimonio literal de los autos de Filiación general, y destierro perpetuo de estas Islas. . . .,” Leg. 716, Filipinas, AGI. 「追放者名簿」には、中国人一人一人につき、名前、出身地（原籍）、年齢、職業、フィリピン居住年数、受洗教会および改宗後の年数、婚姻の有無、挙式教会および婚姻後の年数、さらに、マニラ被占領当時の居住地が列記されている。名簿の作成は1769年7月以降に開始されたが、完成したのは72年11月であった。イギリスのマニラ占領後の中国人追放については、菅谷「一八世紀フィリピンにおける中国人移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆——対英協力中国人の追放をめぐる——」『東洋学報』73-3・4（1995）、61-91頁、および、Salvador P. Escoto, “Expulsion of the Chinese and Readmission to the Philippines : 1764-1779,” *Philippine Studies (PS)* 48 (January 1999) : 48-76を参照のこと。なお、フィリピン滞在年数が17年以上の者を、アランディア総督の追放令以前に植民地に来往していたとみなした。これは、「追放者名簿」が1769年7月から72年11月に亘って作成されたため、「名簿」に示される各人の滞在年数が、いつの時点から数えた年数であるのかが確定できないためである。滞在年数17年をカットオフとしたのは、仮に72年の時点を中心として遡ると、追放令が実施された1755年に行き着くからである。69年を中心とした場合は、滞在年数14年がカットオフとなるが、これによる人数の増加は1名に止まる。
- 13 Bauzon, *Deficit Government*, pp.74-76. イギリスの海上活動の活発化とそれに対するスペイン側の対応については、Howard T. Fry, “The Eastern Passage and Its Impact on Spanish Policy in the Philippines, 1758-1790,” *PS* 33 (1985) : 3-21を参照のこと。
- 14 1700年に始まるスペイン・ブルボン朝とそれ以前のハプスブルグ朝とのスペイン帝国（インディアス）統治の理念の違い、「ブルボンの改革」が合理的精神に則って、帝国に財政的・経済的繁栄を齎す手段として、広大なインディアスの多様性を無視して一元的にスペイン国王を頂点とする中央集権的な行政機構を打ち立てようとした結果、帝国の瓦解を促進したことについては、Colin M. MacLachlan,

Spain's Empire in the New World: The Role of Ideas in Institutional and Social Change (Berkeley: University of California Press, 1988) を参照のこと。

- 15 Pedro Manuel de Arandía y Santistevan to Juan de la Fuente Yepes, 16 May 1755, 33 - C - 7, Archdiocesan Archives of Manila (AAM); Superior Decreto, 26 August 1756, Spanish Manila, Archives Division, Records Management Office of the Republic of the Philippines (PNA); and Joaquín Martínez de Zúñiga, "Historia de las Islas Filipinas," in *BR*, 48: 183-84. 18世紀後期にフィリピン植民地で取り組まれた各種の産業・資源開発については, María Lourdes Díaz-Trechuelo, "The Economic Development of the Philippines in the Second Half of the Eighteenth Century," *PS* 11 (1963): 195-231; *idem*, "Eighteenth Century Philippine Economy: Agriculture," *PS* 14 (1966): 65-126; および, 菅谷「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発——中国人移民奨励と養蚕業振興策——」『南方文化』13 (1986), 47-69頁を参照のこと。
- 16 Manuel Buzeta and Felipe Bravo, *Diccionario geográfico, estadístico, histórico de las Islas Filipinas* (Madrid: J.C. Peña, 1850-51), 2 vols., 1: 138, 2: 238; and *Colección autos acordados de la Real Audiencia Chancillería* (Manila: Ramírez y Giraudier, 1861-66), 5 vols., 1: 12-13.
- 17 Pedro Manuel de Arandía y Santistevan, *Ordenanza que se ha de observar en la Capital de Manila en el recibo, estancia, y tornabvelta de los sangleies infieles, que del Reyno de China vengan a comerciar, segvn las ordenes de su Magestad* (Manila: Colegio de la Compañía de Jesus, 1756).
- 18 マニラ大司教座文書館 (AAM) 所蔵「結婚調査文書 (informaciones matrimoniales)」。マニラ大司教区およびマニラ司教区裁判所の管轄範囲は, トンド (ほぼ現在のマニラ首都圏に当たる), カビテ, ラ・ラグーナ, バタンガス, ミンドロ, ブラカン, パンパンガ, バタアン, サンバレスの各州であった。AAMに保存されている「結婚調査文書」のうちで, 現在, 参照できるのは, 『所蔵カタログ』 [Ruperto C. Santos, *Archdiocesan Archives of Manila: A Catalogue of Archival Documents, Testaments and Holdings* (Manila: Roman Catholic Archbishop of Manila, 1994)] によると, 1927年までのものである。最も古いものは, 1642年のものだが, 18世紀中葉までのもの, 特に17世紀のものは, 数量が少ない。
- 19 Informaciones matrimoniales, 14-A-2, AAM.

- 20 管見の限り、漢字署名において姓を省略するどうかは個々人の選択であった。宗族組織を発達させた福建省南部沿海地域出身の中国人移民が、漢字署名において姓を省略する選択をした場合、そのことが、その個人のフィリピン植民地社会への同化・統合の程度を反映しているのどうかについては、今後の検討課題としたい。
- 21 スペイン語文書にみられる中国人信徒の主な洗礼名における用字例を挙げる。ホセ (Joseph [José]: 扶西, 夫西), ファン (Juan: 范), フランシスコ (Franzisco [Francisco]: 巴難系哥, 巴難系昔果, 班支果), ビセンテ (Vizente [Vicente]: 未申治), イグナシオ (Ygnacio [Ignacio]: 怡那受), バルトロメ (Bartolomé: 萬刀洛), サンティアゴ (Santiago: 仙爹敖), セバスティアン (Sebastian: 毛実田), アンтониオ (Antonio: 安敦牛), ペドロ (Pedro: 陸洛, 答洛), ドミンゴ (Domingo: 羅明敖) などがある。([]内は、現代の綴字)。
- 22 Informaciones matrimoniales, 14-A-2, AAM.なお、中国人追放令実施直後に当たる1755・56年の「結婚調査文書」は、AAMに所蔵がない。
- 23 ラクサエロ (lacsaeero) は、ここでは春雨の製造・販売に従事する者として、「春雨職人」とした。18世紀中期編纂のタガログ語辞書によると、「ラクサ (lacsá)」は、サツマイモの一種またはムラサキイモ (ube) を指す場合と細麺 (スペイン語の 'fideo', 具体的には、緑豆春雨 [sotanghon, suwatanghon] のことと思われる) を指す場合とがある (Juan de Noceda and Pedro de Sanlucar, *Vocabulario de la lengua tagala* [Manila: Ramírez y Giraudier, 1860])。また、現代のフィリピン語辞書によると、緑豆春雨とバナナのつぼみ、ササゲ、ナス等を炒め合わせた料理も「ラクサ」と呼ぶ (*Diksyunario ng Wikang Filipino* [Metro Manila: National Bookstore, 1989])。
- 24 1件は、ファン・ソラノ・リムヤンコ (Juan Solano Limyangco [范燕観], 龍溪県出身, パリアン在住, 44歳, 織物商? [一部欠損, 判読不能]) の申請に係るものであった。リムヤンコは、サンタ・クルスの中国系メスティーンのカピタンであったフランシスコ・ヘロニモ・デ・レオン (Francisco Geronimo de Leon) の娘, 25歳のフランシスカ・バルバラ・デ・ラ・コンセプション (Francisca Barbara de la Concepcion) との結婚を希望した。二人の証人, フランシスコ・ピアンカ (Francisco Pianqua [巴蘭系実菓碩便観], 同安県出身, パリアン在住, 33歳, 独身, 商人 [mercader]) およびファン・キ・シアン (Juan Qui Siang [范計先], 龍溪県出身, サンタ・クルス在住, 56歳, マリア・アナ・ホクニオ [Maria Ana Jocnio]と婚姻) も各々、漢字署名した。また、フランシスカの姉ペトロナ・フリア (Petrona Jullia) が妹の証人として立ったが、彼女の夫フランシスコ・

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

サンタ・クルス (Francisco Santa Cruz) もまた父と同様にカピタンであった。以上のことから、この結婚申請に係った人々は、植民地社会の比較的上層の人達であったと思われる。もう1件は、ホセ・リム・フイコ (Joseph Lim Juico [扶西惟哥], 龍溪県出身, バリアン在住, 33歳, 地方回り商人 [viagero/tratante]) の申請に係るもので、サン・ニコラス在住の中国系メスティーン (16歳以上と記される) との婚姻を希望した。二人の証人のうち一人は、同安県出身でバリアン在住の靴職人、もう一人は、龍溪県出身でバリアン在住の妻帯者であったが、漢字署名はしていない。

25 この男性は、フランシスコ・マナバン (Franzisco Manaban) である。サンタ・アナで農業に従事していた晋江県安海出身、33歳のホセ・ドミンゴ・プアココ (Joseph Domingo Puacoco) が、当地の25歳のタガログ、マリア・デ・ロス・サントス (Maria de los Santos) との結婚を希望したので、マリアの証人の一人となった。マナバンは、マリアの家と頻繁に行き来があって、彼女を幼い頃から知っていると言った。もう一人の証人は、サンタ・アナ在住のタガログの女性であった。プアココ側の証人は、サンタ・アナ在住の永春直隸州出身者の妻帯者 (妻の姓を知らないと言われている) とバリアン在住で同郷の独身の大工であった (1757年1月25日付け結婚調査文書)。

26 2件の例外のうち1件は、註25を参照のこと。もう1件は、カピテ州のサン・ベドロ・トゥナサンにおいて行商していた (traficante)、安溪県出身のファン・タン・リオンコ (Juan Tan Liongco) と当地のタガログ女性、アンヘリナ・カンデラリア (Angelina Candelaria) との結婚に係るものである。リオンコの証人は、当地在住の海澄県出身の妻帯者と晋江県安海出身でバリアン在住の平底船の船頭 (champanero) であった (1758年1月5日付け結婚調査文書)。

27 1847年に、ガインサ神父は、自身が主任司祭を務めていたバリアン聖堂区の廃止を提案した。その廃止の理由として、中国人カトリック信徒は、現地女性と結婚後、多くの場合、住地である女性側の聖堂区教会で執り行われるミサ等に出席することが自然の成り行きであり、これらの信徒をバリアン聖堂区に止め得ないことを挙げている。なお、1783年に、バリアンは、バスコ総督の提出したマニラ市の防衛構想において障害になるとして取り壊され、バリアン聖堂区教会も放擲された。聖堂区としては、その後も存続したが、1812-14年の間に、その管轄下にあったサン・アントンやアロセーロスなどの地区が聖堂区から分離されたため、固有の管轄区域を失った。このため、ガインサ神父が着任した当時には、バリアン聖堂区は、具体的な管轄区域をもたずに、中国人移民の改宗を司り、彼らの司牧に当たるためにのみ存続

していた (Francisco Gainza, “Memoria sobre el origen, progresos, variaciones y estado actual de la iglesia de los sangleyes cristianos,” Binondo, 12 June 1847, Folletos, tomo 115, Archivo de la Universidad de Santo Tomás)。

- 28 女性側の証人は二人とも同地在住で、一人は夫が中国人であった17歳のメスティーソで、もう一人は15歳の独身のタガログであった。
- 29 同様の例を挙げると、パリアン在住の安海出身の漁夫の証人となったのは、同地在住の同安県出身の靴職人と龍溪県出身者の織物職人、および同郷でトンド在住の妻帯者の合計3名であった(1758年3月16日付け結婚調査文書)。また、ピノンドのエスタカダ地区在住の同安県出身の漁夫の場合は、当地在住の証人は、安海出身の妻帯者だったが、同郷の証人は、トンド在住の小売商人だった(1757年4月22日付け結婚調査文書)。
- 30 菅谷「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発」, 56-57頁。なお、中国人のカトリシズム信仰の質および改宗の意図については、相変わらず、スペイン当局により疑義が差し挟まれ、批判および不審の対象となっていた。時代は30年程下るが、マニラ司教区裁判所の法務長官(juez provisor oficial)を務め、かつ司教総代理(vicario general)でもあったフランシスコ・ドゥラナは、中国人がカトリシズムを受容するのは、フィリピンに滞在して、中国の故郷ではかなわぬ現世の安楽あるいは俗世の打算——すでに郷里に妻がいるにもかかわらず、フィリピンにおいても婚姻をなす、あるいは、現地女性と同棲するなど——を追求したいがためだとしている。また、これらの中国人は、そのような意図の下に改宗したため、ミサに定期的に与らず、告解を行わず、四旬節や金曜日の小斎を実行しない、あるいは、引き続き、道教の神像に礼拝する等して、信徒としての義務を果たしていないと指摘している (Francisco [Díaz] Durana [Arcediano] to Felix Berenguer de Marquina, Manila, 20 March 1789, Provisorato, 1784-1826, 7-A-3, AAM)。
- 31 本稿, 2節を参照のこと。
- 32 Real Cédula, 7 February 1758, in *Anuario*, 1: 576-77.
- 33 MacLachlan, *Spain's Empire in the New World*, pp.89-111.
- 34 “Sojourning: The Chinese Experience in Southeast Asia,” in *Sourjourners and Settlers: History of Southeast Asia and The Chinese*, ed. Anthony Reid (Sydney: Allen & Unwin, 1996), pp.1-14.
- 35 Wickberg, *Chinese in Philippine Life*, p.31.
- 36 池端「フィリピン国民国家の創出」および同『フィリピン革命とカトリシズム』

18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と…

勁草書房、1987年を参照のこと。「中国系メスティーソ」という分類カテゴリーは、必ずしも純粋に血統に基づく分類ではなかった（菅谷「18世紀末葉のマニラの中国人移民社会——そのカトリック化の実態を中心に——」吉川利治編『東南アジア史に見る国家意識』「総合的地域研究」成果報告書12、1996年、74-75頁）。そういう意味で、本稿でいう「中国系メスティーソ」は、あくまでも、スペインの植民地支配体制下で被支配者を分類する際に生み出されたすぐれて歴史的な存在である [Daniel Doeppers, “Tracing the Decline of the Mestizo Categories in Philippine Life in the Late 19th Century,” *Philippine Quarterly of Culture & Society* (June 1994): 80-89]。すなわち、現代のフィリピン社会には、本稿でいう「中国系メスティーソ」は存在しない。現代のフィリピン社会に存在する中国系の血を引く人々についていえば、彼らは、「中国人 (Intsik)」か「フィリピン人 (Filipino)」かのどちらかなのである。